

令和5年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

令和5年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

- 1 町村自治の確立について 1
- 2 物価、燃料高騰等の影響緩和に対する支援措置について 2
- 3 町村税源の充実強化について 3
- 4 地方交付税制度の充実・堅持について 4
- 5 地方債の充実改善について 5
- 6 ふるさと納税共通返礼品の拡充について 6
- 7 町村行政に係るデジタル化施策への支援について 7
- 8 選挙ポスター掲示場の設置総数の見直し等について 8
- 9 再資源化物の屋外保管に関する条例の制定について 9
- 10 高速自動車国道の整備について 10
- 11 学校給食の無償化について 11
- 12 学校教育のICT環境の整備支援について 12

1 町村自治の確立について

- (1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限移譲及び規制緩和の推進を図るよう国に働きかけること
- (2) 義務付け・枠付けの廃止及び縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化並びに条例制定権の拡大を進めるとともに、町村が条例化に向けた検討を行えるよう適切な情報提供について国に働きかけること
- (3) 町村へ事務及び権限を移譲する際は、財源不足が生じないよう人件費を含めた必要となる財源を確保するとともに、必要な支援を行うよう国に働きかけること
- (4) 制度の創設、拡充等に当たっては、町村の裁量の確保に十分配慮し、町村における住民サービスや行政効率に支障をきたすことのないよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村が魅力あふれる地域を創るためには、自らの判断と発想で地域の個性を生かした地域づくりができる仕組みが必要であり、地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用するなど、権限移譲、規制緩和、義務付け・枠付けの廃止等について進めているが、権限を移譲する場合には、財源不足が生じないよう、人件費を含めた財源も一体的に移譲することが必要である。
- 国による制度の創設、拡充等に伴い、新たに必要となる計画の策定や専任職員の配置等、実質的にその対応を全国一律に義務付けている例がみられる。人的・財源面で制約のある町村では負担が大きく、住民サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されることから、地域の実情や町村の裁量を十分配慮する必要がある。

2 物価、燃料高騰等の影響緩和に対する支援措置について

物価高騰等による影響の長期化が懸念される中、物価・賃金・生活総合対策本部による諸施策を早期かつ確実に実現するとともに、地方創生臨時交付金の増額、公共事業の円滑な実施のための所要財源の確保等必要な措置を講じるよう国に働きかけること
また、県においても、町村の実情に応じた支援措置を行うこと

【現状と課題】

- コロナ禍における物資調達の停滞やウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰により、地方の中小企業や農林業者等の経営環境をはじめ、広く住民生活の困窮度が悪化している。地域住民の福祉と地方経済の一翼を担う町村行政においても同様であり、木材等建築資材価格の高騰、原油価格の上昇、輸送費の増加及びこれらに伴い変動する不透明な納期の影響により、競争入札の不調、工期延長、計画変更等各種事業や行政サービスに支障が生じている。
- 国の総合緊急対策では、地方自治体を実施する対策への支援として、原油価格・物価高騰の対応枠を創設した地方創生臨時交付金や地方交付税措置、予備費の活用や公共事業の前倒し等が示されている。社会経済情勢が不透明な中、影響の長期化が懸念されることから、地方創生臨時交付金を増額するほか、公共事業の円滑な実施のため、補助金等の交付決定後、事業者の適正な価格転嫁に基づく増額変更契約で生じる町村負担に配慮した財源を確保し、機動的な措置を講じることが望まれる。
- 県においても、補正予算により生活困窮世帯、飲食業、畜産業等への支援を措置したところであるが、これら緊急かつ臨時的な支援措置の拡充に加え、地域の経済と雇用を担う事業者に対する県によるきめ細やかな支援が望まれる。

3 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、国と地方の役割分担に応じ、地方が担うべき事務と責任に見合う税源配分に見直すとともに、地域偏在性の少ない税目構成とするよう国に働きかけること
- (2) 固定資産税は、町村財政を支える基幹税であることから、国の経済対策や制度の根幹に関わる見直しはせず、安定確保に配慮するよう国に働きかけること
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在町村における貴重な財源として、これに代わる恒久的・安定的な財源がないことから、現行制度を堅持するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 自主財源に乏しい町村が多い中、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。自らも積極的に行財政改革に取り組んでいるが、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進を積極的に進めていくためには、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築により、自主財源を拡充し、財政基盤を強化することが不可欠である。
- 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しや国の経済対策に用いることのないよう、税収が安定的に確保できるようにすることが求められる。
- ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源であり、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持することが求められる。

4 地方交付税制度の充実・堅持について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、「地方共有税」への組替えを行うよう国に働きかけること
- (2) 地方交付税の有する「財源調整機能」及び「財源保障機能」を堅持し、臨時財政対策債の撤廃や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うことにより、地方交付税総額の充実及び確保を図るよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村間の税源が偏在する中、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の二つの機能を十分に発揮することが不可欠である。
- 人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しが必要である。
- また、臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債に頼らず、安定的な交付税総額を確保することが肝要であり、引き続き発行額の縮減・抑制が強く求められる。

5 地方債の充実改善について

- (1) 地方債の所要総額を確保するとともに、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金等、長期・低利の公的資金を安定的に確保するよう国に働きかけること
- (2) 町村が計画的に公共施設等の適正管理を推進するため、引き続き必要な措置を講じるよう国に働きかけること
- (3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障をきたすことなく必要な財源措置を講じるよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 資金調達能力が弱い町村にとって、防災・減災対策、公共施設の適正管理・老朽化対策及び地域活性化への取組みを着実に推進していくためには、長期かつ低利の公的資金を安定的に確保するとともに、地方債の一層の充実と改善が望まれる。
- 公共施設等の適正管理の推進に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債の期限が令和8年度（脱炭素事業は令和7年度）まで延長されたところであるが、今後も計画的かつ適切に施設管理を行っていくためにも、引き続き対象事業の拡充及び財政措置の強化を図ることが重要である。
- 将来における町村の健全な財政運営に向け、臨時財政対策債における元利償還については、その全額を地方交付税とは別に財源措置するとともに、国において後年度の財源措置を約束した地方債の元利償還に対する措置を確実に履行することが求められる。

6 ふるさと納税共通返礼品の拡充について

有力な地場産品を持ち、安定的に供給のできる市町村とそうでない町村との格差が生じる中、町村単独での取組みでは限定的であるため、県がPRしてきた代表的な特産品を共通返礼品にする等その拡充に向けた調整・認定等について積極的に関与すること

【現状と課題】

- 「ふるさと納税」制度は、今や広く国民に浸透し、全国の地方自治体においては、これを活用した地方創生・地域活性化に向けて返礼品の拡充に取り組んでいる。
- 県においても、ふるさと納税推進本部を設置し、優れた地域資源を活用した魅力的な返礼品の開発を始めたところである。
- ふるさと納税の対象となる地場産品や取扱事業者が乏しく返礼品の調達に苦慮する町村においては、総務大臣が定める基準に基づき、「近隣市町村共同の共通返礼品」や県と複数市町村が連携した「県・市町村共通返礼品」の拡充に取り組んでいるが、市町村当事者間では、有力な特産品及び事業者を開拓・確保することについて、その調整自体に困難なケースが多い。
- そのような中、県域内で相当程度認識された地域資源を共通返礼品とする「県が認定する地域資源返礼品」については、全国的に有名な特産品や地域ブランドの特産品を都道府県が認定することによって、取扱事業者が特定の自治体に限定される場合であっても、共通返礼品にすることができるものである。
- フルーツ王国やまなしの特産品や郷土の物産を「県が認定する地域資源返礼品」とする等ふるさと納税共通返礼品の拡充を図るため、県による積極的な関与が強く求められる。

7 町村行政に係るデジタル化施策への支援について

- (1) 情報システムの標準化・共同化とガバメントクラウドの構築について、町村の意見を踏まえた必要な支援を講じるよう国に働きかけること
- (2) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、その財政規模及び自主財源を考慮した積極的な財政支援と、専門人材を確保・育成する現場ニーズを踏まえた人的支援を講じるよう国に働きかけること
- (3) 国保総合システムの次期更改について、町村等保険者に新たな財政負担が生じないように国に働きかけること

【現状と課題】

- デジタル社会の形成に当たっては、公共サービスの利便性の向上、行政運営の簡素・効率化、公正な給付と負担を確保する環境の整備が求められており、町村では、「デジタル・ガバメント実行計画」及び「自治体DX推進計画」に基づき、各種情報システムの標準化及びガバメントクラウドの構築を進めていくこととなるが、自主財源に乏しい町村が多い中、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援及び人的支援が不可欠である。
- 国保中央会・国保連合会が開発運用し、診療報酬等の審査支払系及び保険者の各種業務共同処理系からなる「国保総合システム」は、令和5年度末の保守期限に向けてシステム更改するとしていたところ、規制改革実施計画等で求められた社会保険診療報酬支払基金新システムとの整合性確保やクラウドリフト化には、積立金を大幅に上回る開発費用が必要となり、審査支払手数料等の引上げで対応せざるを得なくなったため、令和4年度に引き続き町村等保険者に新たな財政負担を生じさせない措置を講じることが強く望まれる。

8 選挙ポスター掲示場の設置総数の見直し等について

- (1) 選挙運動に係るポスター掲示場の総数について、社会経済状況の変化等を踏まえ、政令で定める投票区ごとの設置数を見直すよう国に働きかけること
- (2) ポスター掲示場の総数に係る県選挙管理委員会との減少協議について、協議実績のある場合の取扱いや添付略図の省略等その見直しを図ること

【現状と課題】

- 選挙運動に係るポスター掲示場の総数は、公職選挙法施行令において市町村の投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積に応じて定められている。選挙人名簿登録者は少ないが面積の広い山間部のある町村では、多くの掲示場が必要となり、場所を確保する難しさもあるため、県との協議により総数を減らすことができるとの法律の規定に基づき、その都度、地域の実情に応じ減少協議を行ってきているところである。
- 平成 25 年度にインターネットを利用した選挙運動が導入される一方で、ポスター掲示場の設置総数については、昭和 39 年 8 月に施行令に規定されてから改正がされていない状況である。このため、インターネット等メディアが普及した社会経済状況の変化を踏まえて設置総数を見直すことにより、減少協議自体が不要になることに加え、設置経費の削減も考えられることから、社会環境の変化と地域の実情に即したものとなるよう国に働きかけることが望まれる。
- 県選挙管理委員会との協議では、投票区の地勢、交通、住宅分布、設置予定場所等の略図を添付し、選挙の都度協議を行う必要があるが、実情が変化していないにもかかわらず都度協議を行うことは、人的資源に乏しい町村にとっては負担が大きく、協議手続の見直しが望まれる。

9 再資源化物の屋外保管に関する条例の制定について

再資源化物の屋外保管については、生活環境への影響が懸念されることから、その屋外保管等に対し、罰則を含め適正な管理を求める「山梨県再資源化物の屋外保管に関する条例」（仮称）を制定すること

【現状と課題】

- 本県では、再資源化物を屋外保管している施設があり、不適切な保管をしている場合、再資源化物が原因となる災害の発生及び汚水の流出等による環境への影響が懸念されるため、地域住民の生活の安全及び生活環境の保全上の問題となっている。
- 再資源化物は、有価物として取引されているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象となる「廃棄物」に該当すると判断することは難しく、また、同法に規定する「有害使用済機器」に該当する保管物が含まれていなければ、再資源化物の保管について直接規制する法令等がないことから、県条例により広域的かつ有効的に指導可能となる「再資源化物の屋外保管に関する条例」の制定が求められる。

10 高速自動車国道の整備について

- (1) 中部横断自動車道の早期実現に向け、基本計画区間（北杜市～佐久穂町）の整備計画区間への早期格上げについて、国に働きかけること
- (2) 中央自動車道の整備及び利用の促進に向け、上野原 I C 以東の渋滞対策事業の早期完成について、国に働きかけること

【現状と課題】

- 中部横断自動車道の北杜市から長野県佐久穂町までの区間は、未だに基本計画区間となっており、整備計画区間への早期の格上げが求められる。
- 中央自動車道上野原 I C 以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞により、経済的・時間的損失が発生していることから、渋滞対策事業の早期完成が求められる。

1 1 学校給食の無償化について

公教育の無償化という観点から、全国一律での学校給食の無償化を実施するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 児童生徒の食育は、学力・体力、そして、人間として成長していくための根本となるものであり、極めて重要な取組みである。現在、全国的に無償化を実施している町村が増えつつあるが、財政状況により困難な町村も少なくない。
- 公教育の無償化という観点から、全国一律での学校給食の無償化を国の責任において実施することが望まれる。

1 2 学校教育のICT環境の整備支援について

- (1) ICT機器等の整備について、数年後に想定される機器入替時の町村の財政負担を軽減するため、新たな補助制度を創設するよう国に働きかけること
- (2) 1人1台端末を教育現場で活用するための教員の研修機会の充実・確保を図ること
- (3) 町村へのICT支援人材の配置を促進するため、県においてGIGAスクール運営支援センター整備事業を導入・実施し、ICT支援人材の育成・確保を図ること
- (4) 「StuDX Style」の機能を拡充し、GIGAスクール構想により電子化が進む教材を全国の教員同士が自由に共有することができるよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 学校教育のICT環境の整備は、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき地方財政措置が講じられているところであるが、令和4年度で計画期間が終了となる。これにより整備した環境を維持していくためには、端末関連の保守・更新・通信料等に多額の費用を要する。整備した環境を維持し、数年後に想定される機器入替時の町村の財政負担を軽減するため、永続的な補助制度の創設について国に働きかけることが強く求められる。
- 1人1台端末を教育現場で活用するためには、教員の一層のICTに関する習熟が重要である。教員は人事異動により県内の各学校で勤務することになるため、町村単独での取り組みではなく、県による教員のICTに関する研修機会をより一層充実させることが必要である。
- 町村単独では、GIGAスクールサポーター、ICT支援員等のICT支援人材の確保が難しいことから、県においてICT支援人材

の配置水準を引き上げるとともに、G I G Aスクール運営支援センター整備事業の導入により、各町村のI C T支援人材の配置を促進することを目的としてI C T支援人材の育成・確保を図ることが望まれる。

- 現在、G I G Aスクール構想により各学校で必要な機材が整備され、教材についても電子化が図られているところである。教材を作成する教員の習熟度により、苦手な教員が一から電子教材を作成することは時間を要するため、文部科学省が立ち上げたウェブサイト「S t u D X S t y l e」の機能を拡充し、先進的な実践事例だけでなく、全国の教員が自由に電子教材を共有することができるよう国に働きかけることが望まれる。